
東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒104-0061 東京都中央区銀座6-2-7 金井ビル4階
ワヨウ事務所内 ☎03(3574)7572~3 発行人 渡邉和洋
URL=<http://www.sr-ccs.com>



白川郷とコスモス(岐阜県)

戸室康廣 会員撮影

●講演・改正労働者派遣法の概要ほか

●講演・労務上のトラブルと
社会保険労務士の役割



改正労働者派遣法の概要ほか

さる平成16年7月28日(水)に、総評会館において支部必須研修が開催されました。昼の部の研修では、東京労働局需給調整事業部の伊藤慎吾氏より「改正労働者派遣法の概要」についてお話があり、その後東京都社会保険労務士会多摩支部の板垣勝幸氏が「年金改正法の概要とポイント」をテーマにお話をされました。

以下は伊藤氏の講演内容をまとめたものです。夜の部については、支部会員の半沢公一氏がお話をされました(板垣氏の講演内容については、会報の4月号で年金改革案について掲載していることもあり、割愛させていただきます。ご了承ください)。

1. 派遣受入期間の延長

(1) 派遣受入期間の延長

従来、派遣先の受入期間が1年に制限されてきた業務が、下記表のとおり改正されました。

業務別の派遣受入期間の制限

業務の種類	現 行	改 正 後
① ②～⑧以外の業務	1年	最長3年まで(※1)
② ソフトウェア開発等の政令で定める業務(いわゆる「26業務」)	同一の派遣労働者について3年	制限なし
③ いわゆる3年以内の「有期プロジェクト」業務	プロジェクト期限内は制限なし	同左
④ 日数限定業務(※2)	1年	制限なし
⑤ 産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務	2年	制限なし
⑥ 介護休業等を取得する労働者の業務	1年	制限なし
⑦ 製造業務(※3)	—	平成19年2月末までは1年(※4)
⑧ 中高年齢者(45歳以上)の派遣労働者のみを従事させる業務	3年(平成17年3月末までの特例)	同左

※1 1年を超える派遣を受けようとする場合は(2)の意見聴取が必要です。

※2 その業務が1カ月間に行われる日数が、派遣先の通常の労働者の所定労働日数の半分以上かつ10日以下の業務

※3 製造業務で、かつ、②～⑥の業務に該当する場合は、②～⑥が適用されます。

※4 平成19年3月以降は、①と同様に最長3年まで可能になります。

(2) 労働者の過半数代表の意見聴取

従来、1年までの制限があった自由化業務(26業務以外の業務)について、例えば1年半から2年、あるいは最長3年、派遣労働者を受け入れるようにする派遣先は、あらかじめ派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合等に対して、派遣を受けようとする業務、期間および開始予定時期を通知して意見聴取をしなければなりません。

(3) 派遣受入期間の制限への抵触日の通知・明示

派遣受入期間の制限への抵触日とは、例えば意見聴取を行わなければ自由化業務については、従来は1年間しか受け入れられませんでした。4月1日から受け入れ始めれば、来年の3月31日までしか受け入れられないので、来年の4月1日が受入抵触日。もし引き続いて受け入れていけば、受入期間制限に抵触する日になります。その抵触日についても、派遣元、派遣先、労働者の三者が承知していることが必要です。

2. 派遣労働者への直接雇用の申込み義務

(1) 派遣受入期間の制限がある業務(1. (1)①・⑦・⑧の業務)の場合 自由化業務の場合、派遣受入期間の制限への抵触日以降

も派遣労働者を使用しようとする際は、派遣先は抵触日の前日までに、派遣労働者に対して雇用契約の申込みをしなければなりません。

(2) 派遣受入期間の制限がない業務(1. (1)②～⑥)の場合

条文にはありませんが、「①同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受け入れており」かつ、「②その業務に新たに労働者を雇入れようとするときは、派遣先は、その派遣労働者に対して雇用契約の申込みをしなければなりません」ということになります。

(1)、(2)ともに努力義務ではなく、申込みをしなければなりません。

(3) 雇用契約の申込み義務に違反する派遣先に対する勧告・公表

上記(1)、(2)の義務を履行しないと勧告・公表の対象になります。

現実にはいきなり勧告・公表ということは、たぶんないだろうと思います。ただ、何らかの業務指導を受ける可能性があります。

3. 派遣対象業務の拡大

(1) 製造業務

労働者派遣業許可申請書の中に、製造業務をやるかどうかを書く欄が、様式改正に併せてできました。すでに許可をもらっている会社であっても、新たに製造業務に対して派遣を始める場合、必ずその旨届け出てください。

(2) 医療関連業務

医療関連業務は、基本的には依然として適用除外で派遣してはいけませんが、紹介予定派遣の場合だけは、よくなりました。

4. 許可・届出手続等の簡素化など

今まで派遣の許可の申請は、各事業所単位で許可を取っていました。今後はそれが法人単位での許可となります。本社が1回許可を受けたあとは、新しい事業所がオープンしたら事後的に10日以内に本社管轄のハローワークに変更届を出せばよいことになりました。

5. 労働者派遣事業の許可の欠格事由の追加

労働者派遣事業の許可の欠格事由として、出入国管理および難民認定法第73条の2第1項の罪(不法就労助長罪)が追加されました。

6. 紹介予定派遣の見直し

(1) 紹介予定派遣とは

紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、労働者派遣事業と職業紹介事業の双方の許可を受けまたは届出をした者が、派遣労働者・派遣先の間の雇用関係の成立の斡旋(職業紹介)を行い、または行うことを予定してするものです。

(2) 求人条件の明示、採用内定など

従来行うことができなかった①派遣就業開始前または派遣就業期間中の求人条件の明示、②派遣就業期間中の求人・求職の意志の確認および採用内定を行うことが可能になりました。

(3) 面接、履歴書の送付など

紹介予定派遣の場合は、派遣就業開始前の面接、履歴書の送付などの派遣先が派遣労働者を特定することを目的とする行為が可能となりました。

(4) 紹介予定派遣の派遣受入期間

紹介予定派遣の場合は、同一の派遣労働者について6か月を超えて派遣してはなりません。

(5) 派遣先が派遣労働者を雇用しない場合などの理由の明示

派遣先が紹介予定派遣を受けた場合において、職業紹介を希望しなかった場合または派遣労働者を雇用しなかった場合には、派遣元事業主の求めに応じ、その理由を明示しなければなりません。

また、派遣元事業主は、派遣労働者の求めに応じて、派遣先に対し理由の明示を求めたうえで、派遣先から明示された理由を、派遣労働者に対して書面で明示しなければなりません。

7. 派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

①派遣元事業主は、派遣労働者の希望を勘案し、雇用契約期間について、労働者派遣契約における労働者派遣の期間と合わせるなど、②派遣先は、労働者派遣契約における派遣期間について、実際に派遣を受けようとする期間を勘案して可能な限り長く定めるなど、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めなければなりません。

8. 派遣労働者の安全衛生の確保など

(1) 派遣元・派遣先責任者の業務の追加

派遣元・派遣先責任者の業務に、派遣労働者の安全衛生にかかわる以下の業務が追加されました。

①派遣元責任者…派遣元において安全衛生を統括管理する者および派遣先との連絡調整

②派遣先責任者…派遣先において安全衛生を統括管理する者および派遣元事業主との連絡調整

(2) 製造業務専門の派遣元・派遣先責任者の選任

①製造業務に派遣をする派遣元事業主は、原則として製造業務に従事する派遣労働者100人当たり1人以上を、当該派遣労働者を専門に担当する派遣元責任者としなければなりません。

②製造業務に50人を超える派遣労働者を従事させる派遣先は、原則として、製造業務に従事する派遣労働者100人当たり1人以上を、当該派遣労働者を専門に担当する派遣先責任者としなければなりません。

(3) 安全衛生にかかわる措置に関する派遣先の協力など

派遣先は、派遣元事業主から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申し入れがある場合には可能な限りこれに応じるように努めるなど、必要な協力や配慮を行わなければなりません。

(4) 労働者死傷病報告の様式の改正

(労働安全衛生規則の一部改正)

派遣労働者が労働災害により死亡または負傷などしたとき、派遣先および派遣元の双方の事業者は、派遣先の事業場の名称などを記入のうえ所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出する必要があります。

9. 派遣元責任者にかかわる手続等の簡素化

(1) 派遣元責任者の変更手続の簡素化

派遣元責任者の変更の届出について、変更の日から30日以内に届け出ればよいこととなりました(従来は10日以内)。

(2) 派遣元責任者講習の見直し

派遣元責任者講習の有効期間が5年に延長されました(従来は3年)。また、再講習について講習時間数が4時間に短縮されました(従来は6時間)。

10. 派遣元事業主・派遣先が講ずべき措置など

(1) 労働・社会保険の適用促進

①派遣元事業主は、労働・社会保険に加入していない派遣労働者については、その具体的な理由(例:所定労働時間が1週〇時間であるためなど)について、派遣先および派遣労働者に通知しなければなりません。

②派遣先は、派遣元事業主から適正でない理由の通知を受けた場合には、派遣労働者を労働・社会保険に加入させてから派遣するよう求めなければなりません。

(2) 派遣労働者の福利厚生などにかかわる均衡配慮

派遣元事業主は、業務を円滑に遂行するうえで有用な物品の貸与や教育訓練の実施などをはじめとする派遣労働者の福利厚生などの措置について、派遣先に雇用されている労働者との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(3) 派遣労働者の教育訓練・能力開発に対する協力

派遣先は、派遣労働者の教育訓練・能力開発について、可能な限り協力しなければなりません。

(4) 雇用調整により解雇した労働者のポストへの派遣の受け入れ

派遣先は、雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストに、解雇後3か月以内に派遣を受け入れる場合、必要最小限度の派遣の期間を定めるとともに、受け入れ理由を説明するなど適切な措置を講じ、派遣先の労働者の理解が得られるよう努めなければなりません。

千代田・中央支部の研修会報告

去る9月1日(水)、東京都社会保険労務士会館の地下会議室において、千代田・中央支部の研修会が行われました。講師として、支部会員である本間邦弘氏より、「**労務上のトラブルと社会保険労務士の役割**」と題してお話がありました。その骨子と、内容の一部をご報告させていただきます。

骨 子

講師が中央労働条件相談センターで、労使双方の相談を、8年間にわたり受けている関係から、話はまず、開設以来からの相談内容の傾向や、最近の傾向との比較から始まりました。

次に、労務トラブル増加の要因として考えられる点と社会保険労務士の役割(ホームページにレジメを掲載)、そしてトラブルに際し、社会保険労務士が、労働者本人との対応、労働基準監督署との対応、労働組合との対応をどのように行うかや、裁判になった場合の対応例などについて、具体的な話がありました。

内容の一部

労務トラブル増加の要因として考えられる点と社会保険労務士の役割

労務トラブルの要因としては、下記のようなことが考えられます。専門家である社会保険労務士は、コーディネーターとして、さらにその存在意義が増すのではないのでしょうか。

1. 労働者の権利意識などの高まりに伴う、専門家の必要性

①意識の多様化とコーディネーターの必要性

人によってさまざまな価値観を持つ昨今、権利意識も多様化しています。そのなかで間違いないのは、自身の権利について主張をする労働者が増えていることです。主張している権利に問題がないかどうかを判断したり、また判断するためには、どういう機関や方法があるかを示す、専門家が必要ではないのでしょうか。

②インターネットなどの発達に伴う、情報量の急増と正しい情報の掌握

現在はインターネットなどの発達に伴い、迅速・簡単に情報収集ができます。

しかし、ともすれば情報量の膨大さに埋没してしまいかねません。情報を整理し、正しい判断の手助けになる、専門家が必要ではないのでしょうか。

2. 企業リストラの増加と、コンプライアンス(法令遵守)との関係における、問題解決の必要性

①誤った情報に起因する、リストラや不況

「リストラ」のもともとの意味は、「企業の再構築(再生)」ですが、労働条件の引き下げや解雇など、労働者への不利益のみを指すように誤解されています。

闇雲なリストラは、企業にとっても大きなリスクを負うことを、アドバイスする存在が重要と考えます。

②不況・その他に起因する、企業再生とリストラ

倒産・民事再生・事業縮小・分社化などに伴う、整理解雇や労働条件の低下が多く見受けられますが、これらには根拠や手順などが重要です。労使双方を守るために、専門家としてのアドバイスが欠かせないのではないのでしょうか。

③コンプライアンス(法令遵守)と企業責任

最近の報道に見るように、企業の違法な行為に起因して、災害などの不祥事があった場合、企業責任の追及は、非常に激しいものがあります。確かに、厳しい状況下でもがいている企業が多いのも現実ですが、だからこそ、事業を存続・発展させるように、経営者に元気を与えるアドバイスができる専門家が必要ではないのでしょうか。

3. ADR(裁判外紛争解決)への期待と、活用への対応の必要性

裁判を提訴し、判決を得て白黒をはっきりさせて解決するのは、大切な手法の一つです。一方で、調停に代表されるように、話し合いによる解決で、時間とお金を節約しようとする動きがあるのも事実であり、期待も高まっているようです。

我々社会保険労務士も、法令の枠内で早期解決に尽力することが、社会的使命であると考えます。そのためにも、自身の能力の向上が急務です。各企業や士業などが生き残りをかけている今こそ、社会保険労務士相互の情報交換や、切磋琢磨が必要ではないのでしょうか。

以上

平成16年度 今年も算定相談コーナーを開設しました

本年度も各社会保険事務所で相談コーナーを開設しました。

今年も盛況だったようで、算定基礎届に関する指導業務や相談に協力された方々にご苦勞様でした。実施結果は、以下のとおりとなっております。

期間	平成16年7月1日～7月15日
地区	麴町・神田・日本橋・京橋
延勤員者数	71名
延日数	71日
指導・相談件数	538件

麴町社会保険事務所 担当会員

朝比奈睦明
味園 公一
島崎 玲子
古野 恵子
高根 祐司
設楽 昌明
加藤 恒男
酒井登志枝
大瀧 岳光
森 俊介
國岡 喜久
古山 晃
大畑 雅弘
岡崎 和光
長島 渡
林 由美子
小室 豊
五十嵐 聡
大城 敦子
小谷富士子
戸室 康廣

神田社会保険事務所 担当会員

大口 善朗
吉田 信義
山崎 泉
今井 浩爾
牧野 武夫
矢島カツエ
仲野 三郎
加藤 孝
増田 瑞恵
石原美由紀
金綱 孝
大野剛一郎
鈴木 啓之
松田 研二
寺尾 勝汎
小松 紀子
望月 敏夫
岡田 光郎

日本橋社会保険事務所 担当会員

玉田 壤三
横山 静夫
伊藤 孝
柏本 和江
石山 幸子
小川佳杜子
原田 利雄
吉本伸太郎
原田 幸治
石上 均
発地 秀樹
堂馬 勇
勝本 京子
関口 武
山崎 雅也
島田 俊男

京橋社会保険事務所 担当会員

若林 恵一
府川 芳枝
藤波 要子
赤森 伸子
赤松ハルミ
高山加代子
寺田 晃
辻元 均
中村 孝男
富田 秀子
植松 健
岡西日出夫
小野 菊枝
飛澤 孝治
吉瀬 君江
大脇ひと美

社会保険事務所長より感謝状が贈呈されました

算定相談コーナーに協力された会員の方々には、社会保険事務所長より感謝状が贈呈されました。

麴町社会保険事務所	神田社会保険事務所	日本橋社会保険事務所	京橋社会保険事務所
平成16年9月3日(金)	平成16年9月7日(火)	平成16年9月27日(月)	平成16年9月6日(月)
小室 豊	大口 善朗/加藤 孝/吉田 信義	玉田 壤三/原田 利雄	小野 菊枝/富田 秀子

労働保険指導員に感謝状が贈呈

平成16年10月13日(水)、中央労働基準監督署長より、労働保険指導員に署長感謝状が贈呈される予定です。また、東京労働局長感謝状の贈呈は、平成16年11月16日(火)に行われる予定となっております。

20年 東京労働局長感謝状	渡邊 和洋
10年 東京労働局長感謝状	森 俊介/石山 幸子
3年 中央労働基準監督署長感謝状	土屋 雅子/朝比奈睦明/小谷富士子/小高 東 若林 恵一/鈴木 啓之/大野剛一郎/中川 一夫 原田 幸治

随想

アテネ五輪「ニッポン・チャチャチャ！」

「日本のメダルラッシュ」。オリンピックイヤーである今年の夏は、連日30度を超える日本列島を、さらに暑く、否、熱くさせた。柔道、競泳、体操などなど、ヤワラちゃんこと「谷亮子」選手の金メダルから始まり、日本躍進の原動力となったのが日本のお家芸復活といえるだろう。柔道、競泳、体操の3競技がその輝きを取り戻した。復活の要因はなにか……？

新聞に興味深い記事が出ていた。共通するキーワードは「世界から学ぶ」と「情報戦略」だそうだ。

日本発祥の柔道は、熱心な普及活動とポイント（効果、有効、技あり、一本）制による国際ルールの定着で世界に広まった。その甲斐あって、各国にさまざまなタイプの強豪選手が出現し、日本はこうした変則柔道に苦しめられてきた。そういえば、外国の選手の試合でこれが柔道？ と思える試合があったように思う。

日本は苦手克服のため、逆に日本から世界へ「留学」。ジュニア時代から国際大会の経験を積み、海外での合宿を積み重ねてきた選手たちが、今の五輪代表の選手になった。

情報戦略やイメージトレーニングの面では、欧州、アジアの主要大会で、ライバル選手をビデオ撮影し、敵を分析。さらに、五輪や世界選手権の前に選手の心理テストを実施し、性格や心理状態を判断して、選手個々に合ったアドバイスをしたそうだ。

北島康介選手の平泳ぎ金メダルから勢いづいた日本競泳陣

は、2001年の福岡世界選手権、翌年の横浜パンパシフィック選手権、昨年のバルセロナ世界選手権などの国際舞台を経験している選手が大半を占めている。また、五輪代表選手を選考する段階で、国際水連の基準より厳しい独自の派遣標準記録を設定し、その狭き門をくぐり抜けたことで、精神的にもタフな選手が多く、自信を持ってメダルを狙う選手が増えてきたそうだ。

28年ぶりに男子総合で優勝した体操は、世界をリードするロシア、中国から育成方法を学び、ジュニア世代を育てたことが、美しく正確な演技につながった。その他にも、約500万円をかけ、五輪で使われる器具をいち早くリースで導入し、国内にしながら「アテネ仕様」で練習をしていたと聞く。今後も「体操王国ニッポン」の美しく、力強い演技を見せてほしい。

4年に一度の真剣勝負で戦うアスリート達の姿は、美しく輝いている。

ここの一番に弱いと言われていた日本人も、「参加することに意義がある」と言われていた時代から、「世界に勝つ」時代が来たようだ。

不況が当たり前のようになってきた昨今、五輪日本選手団を見習って、さあ我々も自信を持ってタフに世界へ「勝ち」にいかうじゃないか！ がんばれニッポン！

（原田 幸治：広報委員）

真夏の香港の空から舞い落ちる雫たち

香港（正式名称は、中華人民共和国香港特別行政区という）は、大きく香港島、九龍半島、新界の3つの地域と周辺諸島に分けられ、その総面積は東京の半分程度（約1095km²）で、人口700万人弱の小さな都市である。

香港の気候は亜熱帯気候に属する。日本と同様に四季があるが、特に1年のなかで夏の時期が5月から10月までと非常に長く、日本と比較して気温が相対的に高い。また、夏のなかでも7～8月の香港は、湿度が非常に高く、90%を超える日も少なくない。初めて肌に触れる香港の熱気と湿気は、まるでサウナに入った瞬間を思い出させるほどに、じっとりとしている。このため、現地の人々の日常生活においても冷房は欠かすことのできない必須アイテムとなっており、設定温度を最低にして、24時間一度も冷房を止めないということも珍しくはない。半袖でレストランなどに入ると、10分もしないうちに体の底から震えが出てくるほどである。

夏の香港を歩いていてなにより驚かされるのは、晴れているにもかかわらず、頭上からポタポタと水滴が落ちてくることである。滴り落ちた頭の雫を振り払いつつ頭上を見上げた瞬間に、香港ならではの気候と文化の一端を垣間見ることができる。

香港の繁華街には、デパートやショッピングセンターが数多くそびえ立っているが、そのビルとビルの間に、50～60年以上経っているのではないかとと思われるほど、古ぼけた高層マンションが随所に建てられている。そして、そのマンションのほ

とんどの窓に、冷房の室外機が取り付けられており、そこから勢いよく水滴が落ちてくるのである。

現地の人々は、その水滴を意に介していないのか、水滴をよける術を身につけているのか、日本人の目から見ると非常にうまく（？）歩いているように映る。

海外旅行において、その国々の観光名所や、ショッピングセンターを駆けずり回すのも、もちろん一つの楽しみ方ではあるが、せめてその合間の一瞬だけでも、足を止めて現地の人々の習慣や文化、気候などを意識し、自分なりの「へえ～」を探す旅も悪くない。

（藤原 伸吾：広報委員）



第20回

参議院議員選挙通常選挙結果報告

千代田・中央支部政治連盟 幹事長 段下 正志

7月11日(日)に行われました第20回参議院議員選挙通常選挙は、今年度政治連盟の活動方針の大きな一つです。支部推薦候補者の選挙結果についてご報告いたします。

東京都選挙区

推薦候補者	所属政党	得票数	当	落
中川 まさはる	自由民主党	1,014,293	当	選
小川 敏夫	民主党	991,477	当	選
沢 ゆうじ	公明党	827,091	当	選

比例区

推薦候補者	所属政党	得票数	当	落
はまよつ 敏子	公明党	1,822,283	当	選

選挙活動の準備にあたり、6月29日に幹事・監査会議を開き、立候補者の推薦について協議いたしました。今年度の活動方針で、「選挙に際しては一党一派にこだわらず、社会保険労務士制度に理解のある政党および候補者を推薦し、積極的な支援活動を行う」となっております。

また、東社労政連から東京都選挙区で3名、全国政連から比例区で1名の候補者が推薦されていきました。支部政連としても、活動方針で「候補者の推薦にあたっては、東社労政連との密接な連携を図ること」としているため、その4名の推薦を決めました。

決起大会への参加など、積極的に支援活動を行い、推薦候補者全員が当選いたしました。

推薦候補者名、得票数などは左記のとおりです。皆様のご協力ありがとうございました。

新入会員を紹介します

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H16.4. 1	岡西 淳也	日本橋	勤務
H16.4. 1	大西 隆浩	京 橋	勤務
H16.5. 1	菊地 昭雄	麹 町	開業
H16.5. 1	中谷 充宏	麹 町	開業
H16.5. 1	五十嵐 聡	麹 町	開業
H16.5. 1	田中 留美	麹 町	勤務
H16.5. 1	土屋 茂	麹 町	勤務
H16.5. 1	寺井 則夫	麹 町	勤務
H16.5. 1	小川 智仁	麹 町	勤務
H16.5. 1	鈴木 義昭	神 田	勤務
H16.5. 1	戸田 隆寛	神 田	勤務
H16.5. 1	小沢 舞子	神 田	勤務
H16.5. 1	新井 通世	京 橋	勤務
H16.5. 1	村上 一彦	京 橋	勤務
H16.5. 1	別府 忠則	京 橋	勤務
H16.5.13	加納 久稔	京 橋	勤務
H16.5.14	安藤 健一	日本橋	開業
H16.5.20	櫻井 綾	神 田	勤務
H16.5.20	町田 恵子	日本橋	勤務
H16.5.31	多田 智子	麹 町	開業
H16.5.31	横山美香子	京 橋	勤務
H16.6. 1	岡崎 和光	麹 町	開業

入会年月日	氏 名	地 区	形 態
H16.6. 1	古野 恵子	麹 町	開業
H16.6. 1	朝生 千弥	麹 町	勤務
H16.6. 1	岡田 光郎	神 田	開業
H16.6. 1	高橋 庸二	神 田	勤務
H16.6. 1	宮澤 令子	神 田	勤務
H16.6. 1	人見 匡志	京 橋	勤務
H16.6.15	上田 高志	京 橋	勤務
H16.6.22	印南 敦子	京 橋	開業
H16.7. 1	赤池 貴仁	麹 町	開業
H16.7. 1	小林 一貴	麹 町	勤務
H16.7. 1	森山 和博	神 田	開業
H16.7. 1	端田 宏子	日本橋	開業
H16.7. 1	酒井 正毅	日本橋	勤務
H16.7. 1	川添 香	京 橋	開業
H16.7. 1	磯部 雄司	京 橋	勤務
H16.7.13	田村 恵子	京 橋	勤務
H16.7.20	石田 雅彦	京 橋	勤務
H16.7.26	田中 嗣郎	麹 町	開業
H16.7.28	宮川 正康	麹 町	勤務
H16.7.28	伊藤千代子	日本橋	勤務
H16.7.31	安永由美子	麹 町	勤務

支部IT化経過報告

千代田・中央支部 IT委員会
委員長 石川 英豊

会員の皆様にご協力いただいている、メールアドレスの登録ですが、現在の登録状況は次のとおりです。まだ未登録の方は、ぜひご登録をお願いします。

メールアドレスの登録状況

(平成16年9月7日現在)

		墨田地区	神田地区	日本橋地区	京橋地区	合 計
開 業	登録者数	89	79	44	45	257
	登 録 率	71.2%	69.3%	72.1%	59.2%	68.4%
勤 務	登録者数	168	78	74	84	404
	登 録 率	50.9%	45.6%	48.1%	46.7%	48.4%
合 計	登録者数	257	157	118	129	661
	登 録 率	56.5%	55.1%	54.9%	50.4%	54.6%

この「支部IT化経過報告」は毎回掲載されていますが、今回はIT委員会についてご紹介します。IT委員会は昨年6月に発足し、発足当時は夏坂由季子副委員長、新井功一委員、鎌井恵美子委員と私（石川英豊）の4名でしたが、本年度から新たに山崎泉委員、近藤和彦委員、松本肇委員の3名が加わり、現在は7名で支部のIT関係（ホームページ等）の業務をやらせていただいております。

会員の皆様が閲覧している支部のホームページは、100%支部会員による手作り、外部に制作委託等はしておりません。レンタルサーバーを使用していて、そのサーバーに4名の委員がそれぞれの事務所からアクセスして、ページの更新（ファイルのアップロード）を行っております。ページ全体の構成（フレーム等）およびトップページは夏坂由季子副委員長が担当・作成し、支部の組織図は、鎌井恵美子委員がパワーポイントで作成しました。

メールアドレスの登録関係のページは、私が担当し、メールの配信業務も私が行っております。山崎泉委員は、役員専用、私の本棚、算定基礎届相談コーナー等の名簿

一覧表等のページを担当・作成しています。松本肇委員は、IT委員会のなかで唯一の勤務等部会員ですので、勤務等部会のページを担当・作成しています。勤務等部会のページは新企画も進行中ですので、ご期待ください。近藤和彦委員には、社会保険労務士（事務所）の求人・求職情報をホームページに掲載すべく、現在いろいろ検討してもらっています。

新井功一委員には、委員会発足時から全体的なアドバイスをいただいております。

IT委員会は2カ月に1回ぐらい開催しております。委員会には渡邊支部長、恩田IT担当副支部長、段下総務委員長がオブザーバーとして毎回出席。貴重な意見をいただいております。

ページの作成・更新は、仕事の終了後行いますので、夜中や深夜に及ぶこともあります。また、休日・祝日に行うこともあります。時々、ページの更新が遅れて、お叱りを受けることもありますが、何卒ご理解をお願いします。

最後に、メール配信のことを記します。メール配信には配信専用のソフトを使用しております。約660人の会員に「研修会のご案内」等をメール配信するわけですが、サーバーに負荷がかかっているときは、10分弱で終了します。エラーメール（宛先不明メール）等が多いときでも、15分ほどで終わります。

もし、これを封書で郵送すると、作業時間は4～5人で2時間ぐらいいかかりますので、いかに時間と人員と経費の節約に貢献しているかが分かっているだけだと思います。

従いまして、メールアドレスの未登録の会員の皆様には、重ねてメールアドレスの登録をお願い申し上げます。

あ と が き

アテネオリンピックでは、日本選手のメダルラッシュにより、国中の人々が記録的な猛暑のなか、深夜までテレビ観戦し、日本中がオーバーヒートした。若い日本選手の大活躍は、まさに新生日本を期待させる。

わが国は、十余年にわたるデフレ下から、企業のリストラ・コスト削減の効果や中国経済の好況により、ようやくメーカー中心に好決算が発表されている。

反面、雇用・消費の低迷や株価の不安定状況から、景気は本格回復には至っていない。企業を取りまく環境の変化に伴い、働き方の多様化・弾力化等もあり、労働時間管理が難しくなっていることは否めないものの、全国の労働基準監督署には長時間労働あるいはサービス残業の訴えが、相変わらず多く寄せられている。

そのため臨検監督を強化し、過重労働対策に取り組むことが求められている。企業における労働時間管理は、適正な労働時間を把握して働く場の効率化につながることを念頭に、残業が「単なる居残り」「残業手当目当て」かどうか、あるいは「季節的な仕事量の偏り」「慢性的人手不足」などを見極めることが必要であると考えられる。社労士各位においても専門家として、労働基準監督署の指導強化に呼応し、関係各企業への適正な指導・助言が求められる。

今月号の表紙は、広報委員戸室康廣氏が提供された「白川郷とコスモス」と題する写真です。日本の原風景ともいえる秋を語るものですので、一服の清涼剤になるものと確信します。

(岡田 健一：広報委員)